

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日又は日曜日の場合は、その翌日)

## 目次

- ◆ 告 示  
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- ◆ 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
- 土地改良事業の認可 (二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定 (十三件)
- 解除予定の保安林
- 土地収用法による事業の認定
- 参議院地方選出議員選挙における候補者の收支報告書の要旨

## 告 示

鳥取県告示第六百五十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に

規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第六百五十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
若桜楠坂医院	八頭郡若桜町大字若桜 二九六の一	昭和四十九年六月二十二日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
若桜楠坂医院	八頭郡若桜町大字 若桜二九六の一	全国	昭和四十九年六月二十二日

鳥取県告示第六百五十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国業第二八四号	谷 野 咲 子	昭和四十九年七月十一日
" 第二八五号	竹 歳 紀 子	" "
" 第二八六号	八 田 真 利 恵	七月十七日
" 第二八七号	沢 口 節 子	" "
" 第二八八号	西 村 京 子	七月二十二日

鳥取県告示第六百六十号

大鴨土地改良区から申請のあつた土地改良（蔵内地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月三十日認可したので、同法同条第九項の

規定により告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六十一号

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から申請のあつた土地改良（三ヶ堰地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月三十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六十二号

昭和四十九年七月二日付けで日南町から申請のあつた土地改良（上萩山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十三号

昭和四十九年七月二日付けで日野町から申請のあつた土地改良(久住地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十四号

昭和四十九年七月二日付けで日野町から申請のあつた土地改良(井ノ原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三、縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十五号

昭和四十九年七月二日付けで日野町から申請のあつた土地改良(鎌倉地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十六号

昭和四十九年七月二日付けで日南町から申請のあつた土地改良（豊栄地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十七号

昭和四十九年七月二日付けで日南町から申請のあつた土地改良（神福地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十八号

昭和四十九年七月二日付けで日南町から申請のあつた土地改良（福万来

地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十九号

昭和四十九年七月三日付けで日南町から申請のあつた土地改良(中石見地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十号

昭和四十九年七月二日付けで日野町から申請のあつた土地改良(下榎地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十一号

昭和四十九年七月二日付けで日野町から申請のあつた土地改良（中田地、区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十二号

昭和四十九年七月二日付けで日野町から申請のあつた土地改良（黒坂地

区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十三号

昭和四十九年七月三日付けで日南町から申請のあつた土地改良（河上地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十四号

昭和四十九年七月二日付けで日野町から申請のあつた土地改良(加勢地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大字金屋谷字栃原谷二の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

用瀬町

二 事業の種類

用瀬町運動場建設工事

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡用瀬町大字鷹狩字山根地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

用瀬町役場

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十九年八月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和49年7月7日執行参議院地方選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 7,646,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	裏名	憲一	所属党派	日本共産党	期間
出納責任者氏名	保田	睦美	、		6月14日から7月6日まで第1回分

収入				支出			
主たる寄附（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）		人件費	369,000円		
鈴木 鏡	団体役員	120,000円		家屋費	62,900		
江原 勝	政党役員	100,000		選挙事務所費	62,900		
南 博	商 業	100,000		集合会場費	0		
小林 高夫	土 建 業	100,000		通信費	53,988		
石尾 契	政党役員	100,000		交通費	1,000		
伊藤 昭二	”	80,000		印刷費	230,000		
川西 基次	”	80,000		広告費	89,500		
松本 世彬	団体役員	70,000		文具費	1,270		
田原 男	”	60,000		食糧費	1,570		
岡崎 楠夫	”	50,000		宿泊費	12,900		
田中 大蔵	”	50,000		雑 費	3,215		
竹内 利友	”	50,000					
津村 勝光	”	50,000					
山崎 登 豊	”	50,000					
木下 木 豊	”	30,000					
田江 裕 裕	”	30,000					



保田 睦美	"	30,000
牛尾 甫	"	30,000
景山 房市	農 業	30,000
米村 健	政 党 役 員	30,000
田江 弘	"	30,000
渋谷 健治	商 業	30,000

その他の寄附	62件	458,000
その他の収入		—
今 回 計		1,758,000
前 回 計		—
総 計		1,758,000

今回計	825,343
前回計	—
総 計	825,343

報告書受理年月日 昭和49年7月22日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和49年7月7日執行参議院地方選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 7,646,500円
- 3 報告書の要旨

候補者名	石 破 二 朗	所属党派	自由民主党	期間	6月6日から 7月15日まで 第1回分
出納責任者氏名	山 田 隆 次 郎				

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人件費 954,000円
自由民主党 田中角栄 政 党 5,000,000円	家屋費 878,480
総裁 田中角栄 政 党 5,000,000円	選挙事務所費 836,960
資源経済研究会 代表者 池内貞慶 300,000	集合会場費 41,500
日本自治同志会 日徳永 200,000	通信費 32,343
	交通費 425,300
	印刷費 758,620
	広告費 551,500
	文具費 33,700
	食糧費 326,230
	休泊費 304,280
	雑 費 199,343

その他の寄附 一件	—	今回計	4,463,776
その他の収入	—	前回計	—
今回計	5,500,000	総 計	4,463,776
前回計	—		
総 計	5,500,000		

報告書受理年月日 昭和49年7月22日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和49年7月7日執行参議院地方選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 7,646,500円

3 報告書の要旨

候補者名 氏名 出納責任者 氏名	北尾才智 糸田忠治	所属党派 日本社会党	期間 6月14日から 7月22日まで 第1回分
---------------------------	--------------	---------------	----------------------------------

収入 主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)	支出 人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費
日本社会党 政 党 3,000,000円	329,880
日本私鉄労働組合総連合会 1,500,000	306,630
資源経済研究会 800,000	23,200
国鉄労働組合政治連盟米子支部 100,000	221,908
西部生活協同組合 50,000	453,361
日本生活協同組合連合会 30,000	556,000
	328,500
	72,890
	53,341
	42,930
	29,190

その他の寄附 一件	1,000,000
その他の収入	6,480,000
今回計	2,537,625
前回計	—
総計	2,537,625

報告書受理年月日	昭和49年7月22日
	第1回報告分

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 具

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】